

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第57号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	345,700円
2	390,900円
3	436,700円
4	495,600円
5	572,100円
6	668,700円
7	781,500円

第8条の見出しを「（任期付短時間勤務職員の給与の特例）」に改め、同条中第1項を削り、同条第2項中「前項の任期付職員の」を「職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定による」に改め、同項を同条とする。

第9条第1項中「職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第9条第3項中「100分の140」を「100分の155」に改める。

第10条を削る。

第11条第1項中「第5条から第7条まで、」を削り、同条中第2項及び第3項を次のように改める。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第1項の規定の適用については、同項中「及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」とあるの

は「、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

- 3 任期付短時間勤務職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「採用された職員」とあるのは「採用された職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員にあつては」とする。

第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。